

第10回  
トラック輸送における取引環境・労働時間改善  
宮崎県協議会 議事概要

- 1, 日 時 平成31年3月11日(月)  
13時30分～
- 2, 場 所 (一社)宮崎県トラック協会 総合研修会館 2階研修室
- 3, 出席者 委員14名(治田委員、豊島委員欠席)  
事務局 労働局2名、運輸局1名、運輸支局3名、県ト協3名  
野村総研1名、富士通総研1名

4, 議事概要

事務局より協議会開催を宣言し、座長議事進行交代までの間、進行役を務める事を報告。

配布資料確認後、委員紹介については出席者名簿に代える事を報告。

ガイドライン説明の為に(株)野村総合研究所の山田氏、本年度コンサルタント事業説明の為に(株)富士通総研亀廻井氏出席。

○九州運輸局宮崎自動車交通部次長あいさつ

自動車の運転業務につきましては2024年4月より年960時間以内の時間外労働の上限規制が適用される事となり、個々の事業者の努力だけでは対応に限界がございます。発着荷主の理解と協力を得る事が不可欠となっております。トラック運送業を含む自動車運送業につきまして政府一丸となって働き方改革に取り組む為、実現に向けた政府行動計画に基づき各省庁が連携して労働生産性の向上、多様な人材の確保をして、取引環境の適正化などの長時間労働是正の為の環境整備に取り組んでいるところです。労働生産性の向上の取り組みでは荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインで紹介されている好事例を例に取りながら業界団体や関係省庁とも連携しながら横展開を図って参ります。多様な人材の確保、育成の取り組みでは女性ドライバーの運転しやすいトラックのあり方の検討を進める為全日本トラック協会と共同で中央検討会を立ち上げ、引き続き関係者によって検討を行っているところであります。取り組み環境の適正化の取り組みとしてホワイト物流推進運動を展開し、今後事業場に対し多様な人材の確保や活躍できる働きやすい労働環境の実現への協力を呼びかけて参ります。また、引き続き標準運送約款の改正趣旨の浸透にも努めて参ります。更に昨年11月には議員立法による貨物自動車運送事業法が改正されましてトラックドライバーの労働条件の改善等を目的として規制の適正化、事業者が遵守すべき事項

の明確化、荷主対策の浸透、運賃制度の告示制度の導入について告示されたところ  
です。業界の皆様方と連携を取って、この改正の趣旨に沿って適切に運用を行って  
いく事により、働き方改革を進めていきたいと考えております。本日は、委員の皆  
様により取引環境・長労働時間の改善に向けて実のある協議となります事を祈念し  
て挨拶とさせていただきます。

事務局：それでは、これより白石座長に議事の進行をお願いします。

白石座長：この協議会も第10回、4年にわたってご議論頂いているわけですが、  
取引環境、労働時間の改善を明確な目標ということですが、なかなか  
具体的な着地点が明確な形で見えてはいない状況であります。目標実現する  
為にはトラック運送事業者、荷主、それと行政の一つでも欠けると実現しな  
いと言う事があるかと思えます。物流が滞ってしまうということは、例え  
ば喫緊の課題であれば3月、4月の引越難民の問題、5月の10連休の問題  
等いずれもいかにトラック運送が重要であろうかということです。本日は貴  
重な機会でありますので、是非有意義な会議にしたいと思っておりますのでよろし  
くお願いします。

白石座長：それでは議事に入りたいと思えます。

議題1「トラック運送業界をとりまく最近の城勢について」、事務局より説  
明をお願いします。

【九州運輸局：資料1について説明。】

白石座長：ありがとうございました。

ただ今の説明にご意見・ご質問があればお願いします。

【委員からの発言なし】

白石座長：特になければ次の議題に移ります。

議題2「荷主と運送事業者の協力による取引環境・労働時間に向けたガイド  
ラインについて」事務局から説明をお願いします。

【榎野村総合研究所：資料2について説明。】

白石座長：ありがとうございました。

ただ今の説明にご意見・ご質問があればお願いします。

岡本委員：ガイドラインについて具体的にどのように広めて行かれるのか。

野村総研：地方協議会や、ブロックごとのセミナーという形で全国10箇所開催してい

るところです。ガイドラインそのものは国土交通省のホームページに掲載されており、検索も出来るようになっている。

奥野委員：荷主と運送事業者が協議をする場を設ける事自体難しいのではないかと。荷主に対して立場の弱い運送事業者が要望をする事も難しいのでは。例えば行政が間に入ってくれるとか言う事は無いのか。せつかくそういった場が設けられるとして話がきちんと進んでいるのか見守っていく事も必要なのではないかと感じるが。

九州運輸局：ホワイト物流というものを行政として取り組んでいく中で、その中に参加しない荷主になってしまうと、物流に貢献していない荷主と言う事で一つのきっかけとなるし、経産省の駆け込み寺と言う組織があり、運送契約の主従関係の流れの中である程度経産省の方が中立的な働きをやって頂けると言う事、最終的には荷主勧告制度の公表等である程度協力頂けるのではないかと。関係行政機関の協力を得ながら対応していきたい。

奥野委員：業界の自主制に任せるといってもなかなか実現が難しいと思う。行政のアフターフォローを是非お願いしたい。

牧田委員：実運送事業者の立場からお話しさせて頂くと、荷主とある程度話し合いを進めていくとコンプライアンスを守らない事業者に荷物が移ってしまう。同じルールで話をさせて頂くのなら良いのだが、ルールを守らない事業者がいる。いろいろな機関が監視されているという事ですが、スポーツでいう審判、行政の方々のジャッジをしっかりして頂きたい。法令を守らない事業者と一生懸命法令を守ろうとする事業者と差が大きくなっている。

小野委員：荷主との意見交換の場として業種別の協議会がすでに中央で開催されている。来年度以降はブロックごと、県ごとの懇談会が展開される流れになっている。是非ともやっていただきたいと思うのは物流効率化、省力化の為の協議会、意見交換会、検討の場（運賃以外）を設けてもらいたい。

高石委員：牧田委員からも意見があったように、一生懸命やっているところと全くやれていない事業所の差が大きい。実際にあった話だが、労働時間を短縮しようとして取り組んでいる中、稼げないからと運転手が辞めていく。一方他の事業場ではいくらでも働ける、稼げるということでそういった所に運転手が流れていく。そういった所に電話しても全く通じないとか、そういった所に対する取締りが一切やられていないように思う。我が社も最近監督署から改善勧告を出されたが、それ以上にやりっぱなしの会社が営業しており、この差を何とかして頂きたい。

牧田委員：トラック協会としても安全性、法令遵守の為Gマークの取得取り組みを行っている。ルールを守って行こうという環境整備を行っているが、どうしても協会に参加しない事業者がいる。協会としては積極的に安全対策を進めていく事が重要だと思っている。

岡本委員：せつかく法律を作ってもこれを守らないアウトサイダーがいると言う事は承知している。是非業界内からも情報提供をお願いしたい。

嘉村委員：監査を実施しているが業務量も多く、重大事故、道交法の通知事案が優先となる為、適正化事業実施機関と定期的に会合を持ち、情報共有しながら優先順位

を考えながら監査を実施している。

白石座長：その他何かご質問・ご意見ありますでしょうか。

白石座長：特になければ次の議題に移ります。

議題3「働き方改革の推進について」事務局から説明をお願いします。

【宮崎労働局：資料3、資料3について説明。】

白石座長：ただ今の説明にご意見・ご質問があればお願いします。

伊藤委員：労働時間規制について、運行管理者については運転手と連動して考えて欲しかった。管理者だけ先に労働時間が短縮となり、ドライバーが取り残されているように感じる。加えて働き方改革960時間の中で現状の改善基準の最大拘束時間がそのままではなく、本気でやろうと思えば見直し等今後検討して頂きたい。

本田委員：運行管理者は日中だけでは無く24時間運行管理業務を行わなければならない。一番問題なのは夜間から朝、休日の点呼を真面目にやっていないところが90%以上あると思う。真面目に24時間365日やろうと思うと時間外規制の中今の体制は組めない。運転手同様管理者も不足しており、夜間、休日の業務は募集しても応募がない。AIが発達している中、ロボットの点呼、外部委託、共同点呼等一切受け付けて貰えない。管理者も不足しているので厚労省だけでなく国交省も検討して頂きたい。

小野委員：早朝点呼だけ別途人を雇っているところが非常に多い。協同組合による共同点呼はGマーク取得が原則で難しい。ロボットによるAI点呼は実証実験でも良い結果が出ており、そういった事を踏まえて規制緩和して頂ければ期待して良いかと思えます。

白石座長：特になければ次の議題に移ります。

議題の4「平成30年度コンサルティング事業について」事務局から説明をお願いします。

事務局：平成30年度コンサルティング事業につきまして、本日、ご同席頂いております株式会社富士通総研の亀廻井様よりご説明頂きます。

【株式会社富士通総研 亀廻井千鶴子氏 資料説明】

白石座長：ありがとうございました。それではただ今の説明についてご意見、ご質問があればお願い致します。

黒木委員：目標設定について今回の事業について記述がないがどのようにお考えか。

富士通：いわゆるK P Iのような具体的な数値としての目標は今回設置していない。

伊藤委員：着荷主については問題がある事業場であり、青果物関係の輸送では、東京でもそうだがメンタルの弱いドライバーは精神的に続かない。荷主と運送会社が改善していく中には着荷主も入ってしっかり改善して行く事が大事だと思う。

牧田委員：資料にもあるが、市場の構造に問題がある。ターミナル式の構造にして、ある程度トラックが出入りする環境を構築しないと、それが労働環境を悪化させている元凶である。

富士通：そもそも市場の環境がよろしくなく、積卸しする場所がない状況である。着荷主も自分たちの市場がドライバーに嫌がられる市場であるという認識は持っておられる。

牧田委員：市場の方々は物流環境を自分たちで努力しない。トラックが到着しても荷受けは協力してくれない。どこの現場を見てもそのような状況であり、紹介してもやる気が無い。だらだらした労働時間、非常に労働環境が悪いところなので、厚労省もしっかりジャッジをやって頂きたい。

伊藤委員：このルールは今後も続くのか。

富士通：はい。

伊藤委員：嫌がられる市場ではあるが、そういった所が一番物が集まるところでもある。今後、センター前センターというか、今後産地でまとめるのか、市場の手前でまとめるのか、そういった事をしながら労働時間を減らしていく、どこかで集約するという事も必要になってくるのでは無いかと思います。

白石座長：本日の議題については協議が一通り終わりましたが、全体を通して何かご意見等あればお願い致します。

白石座長：その他何か事務局よりありますでしょうか。

事務局：本日の協議会の議事録につきましては、事務局より委員の皆様にご確認頂き、第10回議事概要を九州運輸局のホームページに公表させて頂く予定となっております。また、次回の開催日程等につきましては改めてご連絡させていただきます。委員の皆様方におかれましてはご多用とは存じますが引き続きご参画いただきますようよろしくお願いいたします。

白石座長：議題も全て協議が終わりましたので、これをもちまして本日の議事は終了したいと思います。

本日委員の皆様から頂戴しましたご意見は、次回協議会における検討課題に反映して頂きますよう事務局にお願いします。

事務局：最後に本協議会の閉会にあたり宮崎労働局岡本労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

○宮崎労働局岡本労働基準部長あいさつ

今年度最後の協議会となりましたが、また来年度もおそらく働き方改革の関連法、猶予期間となっております。自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用開始の2024年度まで引き続き開催される予定となっておりますので、宜しくお願い致します。

働き方改革は政府の重要課題として取り組んでいるところでありまして、この円滑な周知に向けて労働行政一丸となって進めて参る所存であります。

法律につきましては我々行政と致しましても罰則を適用しようという気持ちは毛頭ございません。この法律を守る環境を作っていこうという事が大事ではなかろうかと思っております。さらにトラック業界につきましてはここにお集まりの皆様をはじめとして、真剣に法律を守っていこうと思っております。なかなか自助努力だけでは難しいというのがトラック業界だと思っております。本日荷主代表の方もご出席頂いておりますけれども是非荷主の皆様方のご協力が無ければトラック業界におけます働き方改革の実現というのは期しないのではないかと思っております。国交省さんの方では荷主さんに対する勧告制度の見直しでありますとかホワイト物流運動ですとかまさに本気になって取り組んでおられます。先ほどご意見の中でもありましたように安いところがあればその事業場、またアウトサイダー的なダンピングしたところを荷主は求めるのではないかとの話もありましたが、是非そこはホワイト物流運動等の主旨をご理解頂いて真面目に取り組んでいるところ取引条件を変えずに発注するというようなご努力をお願いしたいと思いますし、行政としましてもトラック業界の中でアウトサイダー的な事業者についてはしっかり指導して参りたいと思っております。

トラック業界で働く労働者の皆様が安心して働ける環境を作って参りたいと思っておりますので、今後とも皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

事務局：皆様方におかれましては長時間にわたり熱心なご議論を頂きありがとうございました。

以上を持ちまして本日の協議会を終了いたします。

16：00 閉会